

談 話

本日、栃木県人事委員会は本年の公民較差に基づき、月例給を平均3,128円(0.86%)、一時金を0.10月引き上げる給与に関する報告及び勧告を行った。

2023年人事委員会勧告にあたって栃木県職員労働組合（県職労）は、栃木県高等学校教職員組合（高教組）と連名で人事委員会に対して要求書を提出し、新型コロナウイルス感染症への対応や頻発する自然災害等、非常事態への対応も含めて日夜業務に精励する組合員の賃金・労働条件の確保と人員確保・長時間労働是正のため、第三者機関としての役割を果たすよう人事委員会に求めるとともに、公平・公正で客観的な公民比較に基づく給与勧告を求めるなど、交渉を積み重ねてきた。

本年の給与に関する報告及び勧告において、月例給については初任給の引き上げとともに若年層に重点を置きつつも全世代について引き上げることとされた。また、一時金については0.10月の引き上げとなり、2年連続の引き上げとなった。これらについては、この間の交渉の一定の到達点として受け止めたい。

しかしながら、月例給の引き上げが0.86%となったことは、この間の自然災害等への対応に奮闘してきた組合員の苦労に十分にこたえる内容ではないほか、教職員も含め長時間労働が常態化している組合員の期待にこたえるものとは言えず、昨年来の物価高騰が組合員の生活に影響を及ぼしていることに鑑みれば、到底、納得できるものではない。さらに、高齢層職員の引き上げ幅が小さかったことについては、遺憾であると言わざるを得ない。

公務運営に関する報告では、人材の確保及び育成・活用や柔軟で働きやすい環境の整備などについて人事委員会としての問題認識を示したものの、この間の施策等をより一層推進する等の内容にとどまっており、今後、人事委員会が主体的・積極的に役割を果たすことを期待したい。職場実態・組合員の声を反映するため、引き続き人事委員会との交渉を進める。

今後、県職労は、10月25日に開催する第357回中央委員会で組合員の声を集めし、今次確定交渉にあたっての要求書を決定する。組合員が良質な公共サービスを提供し続けるため、賃金水準の改善はもとより、総労働時間の短縮やハラスメントの撲滅、仕事と生活の両立支援など、多岐にわたる労働条件の改善に向けて県当局と交渉し、組合員が団結して各種取り組みを進める決意である。

2023年10月12日
栃木県職員労働組合
中央執行委員長 増山 秀人